

令和6年7月19日(金)

保護者の皆さま

藤井寺市立第三中学校
校長 奥 雅 美

「熱中症特別警戒アラート」発令時における活動について

猛暑の候、保護者の皆さまにおかれましては日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、環境省において、令和6年4月24日より「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。発表基準はそれぞれの都道府県内全ての暑さ指数(WBGT)情報提供地点において、翌日の最高暑さ指数が35以上になることが予想される場合、前日14時に発表されます。これまでも暑さ指数が31を超える日があり、活動内容や活動時間帯を変更したり、日陰を作ったり、給水しながら十分な熱中症予防を講じたうえで活動をしてきましたが、今年度は新たに「熱中症特別警戒アラート」発令時における対応についてお知らせする必要があると判断しました。また、南河内地区中体連は、「熱中症特別警戒アラート」が発令されている日の南河内地区中体連主催の大会については、延期または中止とする。(ただし、府以上の大会については大会主催者や会場の条件によりこの限りではない。)という方針を出しました。

これらのことを踏まえ、夏季休業を迎えるにあたり、以下のように前日14時に「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合の活動についてお知らせいたします。

記

「熱中症特別警戒アラート」が大阪府に発令された場合、本校における部活動(体育館や文化部も含む)・生徒会活動・補習を中止いたします。

(大阪府の観測地点は能勢・枚方・大阪・生駒山・堺・熊取の6地点です。この全ての地点で暑さ指数35を超えると予想されるとき発令)